

立川市立学校の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

市立小・中学校における学校給食費を無償とするため。

立川市立学校の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

立川市立学校の学校給食費に関する条例（令和4年立川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(市長の責務)</p> <p>第3条 市長は、<u>徴収した学校給食費を適正に管理しなければならない。</u></p> <p>第5条 ……略……</p> <p><u>(学校給食費の不徴収)</u></p> <p>第6条 市長は、<u>小学校において学校給食の提供を受ける児童の保護者から学校給食費を徴収しない。ただし、当該保護者が規則で定める学校給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る学校給食費については、この限りでない。</u></p> <p>(学校給食費の減免)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>(学校給食費の納付)</p> <p>第8条 保護者<u>(第6条本文及び附則第4項本文の規定により学校給食費を徴収しないこととされた保護者を除く。次条において同じ。)</u>及び教職員等は、学校給食費を規則で定める日（以下「納期限」という。）までに納付しなければならない。</p> <p>(遅延損害金)</p> <p>第9条 ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 ……略……</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第3条 市長は、<u>保護者及び教職員等から学校給食費を徴収し、適正に管理しなければならない。</u></p> <p>第5条 ……略……</p> <p>(学校給食費の減免)</p> <p>第6条 ……略……</p> <p>(学校給食費の納付)</p> <p>第7条 保護者及び教職員等は、学校給食費を規則で定める日（以下「納期限」という。）までに納付しなければならない。</p> <p>(遅延損害金)</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 ……略……</p>

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 ……略……</p> <p>4 <u>令和6年度に限り、市長は、中学校において学校給食の提供を受ける生徒の保護者から学校給食費を徴収しない。ただし、当該保護者が規則で定める学校給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る学校給食費については、この限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 ……略……</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市立学校の学校給食費に関する条例第6条、第8条、第9条及び附則第4項の規定は、施行日以後に提供された学校給食に係る学校給食費について適用し、施行日前に提供された学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

